

京の環境共生推進計画評価検討部会について

1 京の環境共生推進計画評価検討部会の設置目的

京都市環境審議会（環境基本法第44条及び京都市環境基本条例第34条の規定に基づく設置）は、環境の保全に関する基本的事項等について、市長の諮問に応じ、調査し、審議することを目的として設置されたものである。

【環境基本法】

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

【京都市環境基本条例】

（審議会）

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

京（みやこ）の環境共生推進計画評価検討部会（以下、「部会」という。）は、京の環境共生推進計画（以下、「本計画」という。）の着実な推進と進行管理を行うため環境審議会の下に設置したものである。

環境審議会の下に設置された部会	設置目的
京の環境共生推進計画評価検討部会 （委員9名）	京の環境共生推進計画の着実な推進と進行管理を行うため
地球温暖化対策推進委員会 （委員16名）	京都市地球温暖化対策計画(2011-2020)の着実な推進と進行管理を行うため
環境影響評価条例部会 （委員6名）	環境影響評価法の改正を踏まえ、京都市環境影響評価等に関する条例の改正について検討するため

2 平成23年度 京の環境共生推進計画評価検討部会の検討内容について

(1) 検討内容について

- ア 京の環境共生推進計画の進ちよく状況の点検について
- イ 環境レポートに関する意見（平成 22 年度同様）

(2) 平成23年度環境レポートについて

環境レポートは本計画の進ちよく状況等を市民・事業者の皆様にお知らせするため毎年発行している。

平成 23 年度環境レポートは，平成 22 年度の構成（Plan→Do→Check→Action の流れに沿った構成）を基本としつつ，市民にとって身近なテーマをわかりやすく伝え，市民の具体的な行動を促すきっかけとなるような内容としたい。